

Q4 親の休養が必要な時に預ける、泊まることができる場所がありますか？

一時的に預ける、泊まることができるサービスについて紹介します。

医療的ケアを必要とするお子さんが利用できる事業所に限りがあります。また、事前に契約を済ませておく必要があるほか、お子さんが事業所での生活に慣れていると安心です。いざという時に困らないためにも早めに利用に向けて準備しておきましょう。

短期間のお泊りサービス(短期入所)

短期入所(ショートステイ)では、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。必要な時に利用できるように、早めに利用先を確保しておくことが大切です。

サービスを利用するためには、あらかじめ手続きが必要です。お住いの市町村へ相談や申請を行い、支給決定を受けた後、サービス事業所と契約し利用できるようになります。医療的ケア児の場合、看護師の配置など事業所によっては対応が難しい場合もあり、事業所探しに時間がかかってしまうこともあります。いざという時が来る前に早めに手続きを済ませておくで安心です。

まずは、お住いの市町村の障害福祉担当課の窓口にご相談してみましょう。

[沖縄県医療的ケアセンターHP\(外部リンク\)](#)

[「医療的ケア児\(者\)の短期入所を受け入れている事業所リスト」](#)

※なお事業所リストのご利用にあたっては、注意事項をよく読み、同意いただいた上でご利用ください。

連絡先一覧

名護市	社会福祉課	0980-53-1212
本部町	福祉課	0980-47-2165
今帰仁村	福祉・こども課	0980-56-2198
大宜味村	住民福祉課	0980-44-3003
東村	福祉保健課	0980-43-2202
国頭村	福祉課	0980-41-2765
伊江村	福祉課	0980-49-3160
伊是名村	住民福祉課	0980-45-2819
伊平屋村	福祉保健課	0980-46-2142

日中の一時的な預かりサービス(日中一時支援)

障害のある方の日中における一時支援として、また日常的に介護している家族の一時的な休息などのための支援事業があります。

地域生活支援事業に基づく日中一時支援というサービスです。

このサービスは市町村ごとに実施状況や利用対象、サービスの内容が異なり、事前に手続きが必要です。また、医療的ケア児の場合、看護師の配置など事業所によっては対応が難しい場合もあります。事前にお住いの市町村の障害福祉担当課の窓口にご相談してみましょう。

連絡先一覧

名護市	社会福祉課	0980-53-1212	国頭村	福祉課	0980-41-2765
本部町	福祉課	0980-47-2165	伊江村	福祉課	0980-49-3160
今帰仁村	福祉・こども課	0980-56-2198	伊是名村	住民福祉課	0980-45-2819
大宜味村	住民福祉課	0980-44-3003	伊平屋村	福祉保健課	0980-46-2142
東村	福祉保健課	0980-43-2202			

沖縄県療養生活支援(レスパイト)事業

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、人工呼吸器装着の承認を得ている方はレスパイト事業を利用できる場合があります。

レスパイト事業は休養(レスパイト)や冠婚葬祭等で介護ができない場合に、原則として午前9時～午後5時の間、長時間の訪問看護サービスが利用できるよう保険適用外医療費の一部を県が負担する仕組みです。

利用対象者や利用時間、手続き等詳細については、北部保健所へご確認ください。

[沖縄県 HP「沖縄県療養生活支援\(レスパイト\)事業」\(外部リンク\)](#)

連絡先 北部保健所 地域保健班 0980-52-2704

家族の体調不良や急用等に関わらず、普段から自宅以外の日中の子どもの居場所があると、緊急時でも日中の預かる場所について対応がしやすくなります。

Q2 日中子どもを預ける場所・子どもが通える場所はありますか？ もあわせて確認してみましょう。

親の体調不良などで急な対応が必要な場合はかかりつけ医(主治医)にも相談してみましょう。